

小諸市建設工事総合評価落札方式試行実施要領(平成21年小諸市内規)新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 総合評価落札方式の対象となる工事 (以下「対象工事」という。)は、次のい ずれかに該当する工事とする。</p> <p>(1) <u>おおむね予定価格1,500万円以上の工 事で、工事</u>の品質を確保し、企業の技術 力等と入札価格を総合的に評価すること が妥当であると<u>認められるもの</u></p> <p>(2) その他必要と認められる工事</p> <p>2 前項の規定による対象工事は、小諸市建 設工事請負人選定委員会(以下「選定委員 会」という。)の審議に付し、決定するも のとする。</p> <p>第3～14条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式第1～5号 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 総合評価落札方式の対象となる工事 (以下「対象工事」という。)は、次のい ずれかに該当する工事とする。</p> <p>(1) <u>公共工事</u>の品質を確保し、企業の技術 力等と入札価格を総合的に評価すること が妥当であると<u>認められる工事</u></p> <p>(2) その他必要と認められる工事</p> <p>2 前項の規定による対象工事は、小諸市建 設工事請負人選定委員会(以下「選定委員 会」という。)の審議に付し、決定するも のとする。</p> <p>第3～14条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式第1～5号 (略)</p>